

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（薬務衛生課、建築住宅課）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号） ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号） ・ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
<p>【改正の概要】</p> <p>根拠条文の条及び項の番号に変更が生じたことに伴う規定整備</p>	
施行日	<p>令和8年5月1日。</p> <p>ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び建築基準法施行令の一部改正に伴う規定整備は公布の日。</p>
<p>【その他参考事項】</p>	

